

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月31日規則第50号）

最終改正:令和3年3月31日規則第49号

改正内容:令和3年3月31日規則第49号 [令和3年4月1日]

○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則		平成25年3月31日規則第50号
改正		
	平成27年3月31日規則第38号	
	平成28年3月31日規則第27号	
	平成30年3月30日規則第36号	
	令和3年3月31日規則第49号	

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 訪問介護（第3条—第12条）

第3章 訪問入浴介護（第13条—第20条）

第4章 訪問看護（第21条—第25条）

第5章 訪問リハビリテーション（第25条の2—第28条）

第6章 居宅療養管理指導（第29条—第32条）

第7章 通所介護（第33条—第48条）

第8章 通所リハビリテーション（第49条—第52条）

第9章 短期入所生活介護（第53条—第72条）

第10章 短期入所療養介護（第73条—第84条）

第11章 特定施設入居者生活介護（第85条—第96条）

第12章 福祉用具貸与（第97条—第104条）

第13章 特定福祉用具販売（第105条—第110条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 訪問介護

（訪問介護員等の配置の基準）

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 条例第6条第2項の規則で定める者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が条例第6条第4項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者とし、同項のサービス提供責任者の員数は、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定訪問介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 条例第6条第3項の規則で定める者は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者とし、同項の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）とする。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。（管理者の兼務）

第4条 条例第7条ただし書の規則で定める職務は、当該指定訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

（電磁的方法による手続）

第5条 条例第9条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であって次に掲げる方法により提供する方法とする。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 電磁的記録を指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、第1項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1）第1項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用する方法

（2）ファイルへの記録の方法

4 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該承諾を得た後であっても、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、条例第9条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

（利用料等の内容）

第6条 条例第21条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に要した交通費とする。

（サービス提供責任者の業務）

第7条 条例第29条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

（1）指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

（2）利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

（3）居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

（4）サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

（5）訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

（6）訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

（7）訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

（8）訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

（9）その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（衛生管理等）

第7条の2 条例第33条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

（1）当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2）当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（虐待の防止）

第7条の3 条例第40条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

（1）当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2）当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録の整備）

第8条 条例第42条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）訪問介護計画

（2）条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

（4）条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（5）条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（共生型訪問介護の基準）

第8条の2 条例第42条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第8条の3 第3条(第1項を除く。)及び第4条から第8条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第2項中「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る障害福祉サービスの利用者をいい、)と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

(訪問介護員等の配置の基準)

第9条 条例第43条第1項に規定する規則で定める員数は、3人以上とする。

2 条例第43条第2項の規則で定める者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者とする。

(管理者の兼務)

第10条 条例第44条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第11条 条例第46条第1項の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該訪問介護が指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該訪問介護が、条例第43条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

(準用)

第12条 第5条から第8条の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。

第3章 訪問入浴介護

(従業者の配置の基準)

第13条 条例第49条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護職員(条例第49条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者の兼務)

第14条 条例第50条ただし書の規則で定める職務は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用料等の内容)

第15条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
 - (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
- (記録の整備)

第16条 条例第58条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第59条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 条例第59条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 条例第59条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 条例第59条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (準用)

第17条 第5条、第7条の2及び第7条の3の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第18条 条例第60条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者(同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 介護職員 2以上

(管理者の兼務)

第19条 条例第61条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(準用)

第20条 第5条、第7条の2、第7条の3、第15条及び第16条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第15条第1項第1号中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

(看護師等の配置の基準)

第21条 条例第65条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定訪問看護ステーション(条例第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)
 - 看護職員(条例第65条第1項第1号アに規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。) 常勤換算方法で、2.5以上となる員数イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- (2) 指定訪問看護を担当する医療機関(条例第65条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。以下同じ。) 指定訪問看護の提供に当たる看護職員 適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

(管理者の兼務)

第22条 条例第66条ただし書の規則で定める職務は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用料等の受領)

第23条 条例第70条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合に要した交通費とする。

(記録の整備)

第24条 条例第78条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
 - (2) 訪問看護計画書
 - (3) 訪問看護報告書
 - (4) 条例第79条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 条例第79条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (6) 条例第79条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (7) 条例第79条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (準用)

第25条 第5条、第7条の2及び第7条の3の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

(従業者の配置の基準)

第25条の2 条例第81条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定訪問リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

(利用料等の内容)

第26条 条例第83条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合に要した交通費とする。

(記録の整備)

第27条 条例第88条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
 - (2) 条例第89条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 条例第89条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 条例第89条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 条例第89条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (準用)

第28条 第5条、第7条の2及び第7条の3の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

(従業者の配置の基準)

第29条 条例第91条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定居宅管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
 - 医師又は歯科医師 1以上
 - 薬剤師、歯科衛生士(同条に規定する歯科衛生士をいう。)又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
 - (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師を1以上
- (利用料等の内容)

第30条 条例第93条第3項の規則で定める費用は、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。

(記録の整備)

第31条 条例第97条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第98条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第98条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第98条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第98条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録(準用)

第32条 第5条、第7条の2及び第7条の3の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

(従業者の配置の基準)

第33条 条例第100条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者(同項に規定する通所介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員(条例第100条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が条例第100条第4項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合は1以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者の兼務)

第34条 条例第101条ただし書の規則で定める職務は、当該指定通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等の基準)

第35条 条例第102条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室
ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員(条例第107条第4号に規定する利用定員をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。
イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
(利用料等の内容)

第36条 条例第103条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第3号に定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)によるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
(衛生管理等)

第36条の2 条例第111条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(記録の整備)

第37条 条例第112条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 通所介護計画
- (2) 条例第113条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第113条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第113条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第111条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(共生型通所介護の基準)

第37条の2 条例第114条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。))の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第37条の3 第5条、第7条の3、第34条及び第36条から第37条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。))」と、第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第37条第2号中「条例第113条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「条例第20条第2項」と、同条第3号中「条例第113条において準用する条例第27条」とあるのは「条例第27条」と、同条第4号中「条例第113条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「条例第38条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第38条 第5条及び第7条の3の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第39条から第44条まで 削除

(従業者の配置の基準)

第45条 条例第132条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者(同項に規定する通所介護従業者をいう。))

の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と条例第132条第4項に規定する第一号通所事業の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合は1以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(管理者の兼務)

第46条 条例第133条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備、備品等の基準)

第47条 条例第134条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
(準用)

第48条 第5条、第7条の3及び第36条から第37条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第8章 通所リハビリテーション

(従業者の配置の基準)

第49条 条例第137条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
 - 2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員(条例第137条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
 - A 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(第50条に規定する利用者をいう。以下この章において同じ。)の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員又は介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
 - イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

(設備)

第50条 条例第138条第1項の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を受けて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者をいう。)の数の上限をいう。)を乗じた面積とする。

(衛生管理等)

第50条の2 条例第144条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(記録の整備)

第51条 条例第145条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) 条例第146条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第146条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第146条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第146条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第52条 第5条、第7条の3及び第36条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

(従業者の配置の基準)

第53条 条例第148条第1項に規定する規則で定める員数は、次に掲げる短期入所生活介護従業者(同項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者(条例第148条第1項に規定する利用者をいう。この条及び第56条並びに第60条において同じ。)の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護職員(条例第148条第1項第3号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 指定短期入所生活事業所が、特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 併設事業所については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上又は同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じた必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(第56条第4項において「併設本施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(管理者の兼務)

第54条 条例第149条ただし書の規則で定める職務は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用定員等)

第55条 条例第150条第1項の規則で定める場合は、第53条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

(設備及び備品等)

第56条 条例第151条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物とする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(次号及び第62条において「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - A 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村においては、市町村長。第62条において同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第168条において準用する条例第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第168条において準用する条例第110条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、屋間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第151条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 条例第151条第3項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 居室

- A 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室
- A 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 併設事業所の場合においては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 条例第151条第4項の規則で定める場合は、第53条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

6 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第53条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの廊下の幅については、第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる基準を満たすことで足りるものとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(電磁的方法による手続)

第57条 条例第152条の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(利用料等の内容)

第58条 条例第154条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)により利用者等が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)に定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第154条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(運営規程)

第59条 条例第164条第3号の規則で定める場合は、指定短期入所生活介護事業者が、第53条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

(利用者の数)

第60条 条例第165条の規則で定める利用者の数は、次に掲げる指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 第53条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(記録の整備)

第61条 条例第167条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 条例第168条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第168条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第168条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第61条の2 第7条の3及び第36条の2の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第62条 条例第171条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物とする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - A 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第110条第1項(条例第168条(条例第181条において準用する場合に限る。))において準用する場合に限る。))に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- I 条例第110条第1項(条例第168条(条例第181条において準用する場合に限る。))において準用する場合に限る。))に規定する訓練については、条例第110条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第171条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第171条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとりとする。

(1) ユニット

A 居室

- (A) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(条例第178条第1項第3号に規定する利用定員をいう。以下この節において同じ。))は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

I 共同生活室

- (A) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (A) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

E 便所

- (A) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。))においては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。))の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の条例第171条第3項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 条例第171条第4項の規則で定める場合は、第53条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下においては、2.7メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下においては、1.8メートル以上)として差し支えない。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。(準用)

第63条 第55条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の内容)

第64条 条例第173条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者等が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第173条第4項に規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(運営規程)

第65条 条例第178条第3号及び第4号の規則で定める場合は、ユニット型指定短期入所生活事業者がそれぞれ第53条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。

(勤務体制の確保等)

第66条 条例第179条第2項の規則で定める配置は、次に掲げる配置とする。

- (1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(利用者の数)

第67条 条例第180条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 第53条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所 当該ユニット型特別養護老人ホームの各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所 各ユニットの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数(準用)

第68条 第57条において準用する第5条、第61条及び第61条の2の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第61条第2号中「条例第168条」とあるのは「条例第181条において準用する条例第168条」と、同条第3号中「条例第155条第5項」とあるのは「条例第174条第7項」と、同条第4号から第6号までの規定中「条例第168条」とあるのは「条例第181条において準用する条例第168条」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第69条 条例第183条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 1以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(条例第185条第1項に規定する利用者をいう。次項において同じ)の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 栄養士 1以上
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
(管理者の業務)

第70条 条例第184条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等)

第71条 条例第186条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員(条例第185条第1項に規定する利用定員をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(共生型短期入所生活介護の基準)

第71条の2 条例第181条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)

第71条の3 第7条の3、第36条の2、第54条、第57条において準用する第5条及び第58条から第61条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第61条第2号中「条例第168条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「条例第20条第2項」と、同条第4号中「条例第168条において準用する条例第27条」とあるのは「条例第27条」と、同条第5号中「条例第168条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「条例第38条第2項」と、同条第6号中「条例第168条において準用する条例第40条第2項」とあるのは「条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

第72条 第7条の3、第36条の2、第57条において準用する第5条及び第58条から第61条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第60条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第61条第2号中「条例第168条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「条例第20条第2項」と、同条第4号中「条例第168条において準用する条例第27条」とあるのは「条例第27条」と、同条第5号中「条例第168条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「条例第38条第2項」と、同条第6号中「条例第168条において準用する条例第40条第2項」とあるのは「条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

第10章 短期入所療養介護

(従業者の配置の基準)

第73条 条例第190条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(条例第190条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(条例第202条に規定する利用者をいう。以下この条及び第77条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
(設備)

第74条 条例第191条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものを除く。)を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - イ 浴室を有すること。
 - ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものを除く。)を有すること。

(利用料等の内容)

第75条 条例第193条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。)
- (6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第193条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(診療の方針)

第76条 条例第196条第5号に規定する規則で定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等(平成12年厚生省告示第124号)に定める療法等とする。

2 条例第196条第6号の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成12年厚生省告示第125号)に定める医薬品とする。

(利用者の数)

第77条 条例第202条の規則で定める利用者の数は、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (3) 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (記録の整備)

第78条 条例第203条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) 条例第204条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第204条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第204条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第204条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第79条 第7条の3、第50条の2及び第57条において準用する第5条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第50条の2第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは、「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備)

第80条 条例第207条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)を有すること。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。

(利用料等の受領)

第81条 条例第208条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞りに要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者等が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第208条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(勤務体制の確保等)

第82条 条例第214条第2項の規則で定める配置は、次に掲げる配置とする。

- (1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(利用者の数)

第83条 条例第215条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第84条 第5条(第57条(第79条において準用する場合に限る。))において準用する場合に限る。)、第76条及び第78条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第78条第2号中「条例第204条」とあるのは「条例第216条において準用する条例第204条」と、同条第3号中「条例第194条第5項」とあるのは「条例第209条第7項」と、同条第4号から第6号までの規定中「条例第204条」とあるのは「条例第216条において準用する条例第204条」と読み替えるものとする。

第11章 特定施設入居者生活介護

(従業者の配置の基準)

第85条 条例第218条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 看護職員(条例第218条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。)又は介護職員
ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
イ 看護職員の数とは次のとおりとする。
(ア) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
(イ) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- (4) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 条例第218条第2項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 看護職員又は介護職員
ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
イ 看護職員の数とは次のとおりとすること。
(ア) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
(イ) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- (4) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 条例第218条第4項の規則で定める場合は、利用者(第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合とする。
- 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者の兼務)

第86条 条例第219条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備)

第87条 条例第220号第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第220号第4項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としてすることができるものとする。
 - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - (2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
 - (3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - (5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 - (6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 4 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。

(電磁的方法による手続)

第88条 条例第221条第1項の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(利用料等の受領)

第89条 条例第225条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの(身体的拘束等の適正化)

第89条の2 条例第226条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。(記録の整備)

第90条 条例第236条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第233条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 条例第237条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第237条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 条例第237条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録(準用)

第90条の2 第7条の3及び第36条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「特定施設入居者生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第91条 条例第240条第1項に規定する規則で定める員数は、次に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上
 - (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- 2 条例第240条第2項に規定する規則で定める員数は、次に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1人以上
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - (3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者(条例第240条第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯においては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者(をいう))の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 条例第240条第3項の規則で定める場合は、利用者(第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者(をいう))の処遇に支障がない場合とする。

(管理者の兼務)

第92条 条例第241条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備)

- 第93条 条例第242条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第242条第3項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、同項ただし書の規則で定める場合は、25平方メートル以上である場合とする。

- (1) 居室は、次の基準を満たすこと。
 - ア 一の居室の定員は、1人としてこと。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人としてすることができるものとする。
 - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (3) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - (4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 4 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

(電磁的方法による手続)

第94条 条例第243条第1項の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(記録の整備)

第95条 条例第247条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第246条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 条例第248条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第248条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第248条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 条例第248条において準用する条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第248条において準用する条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 条例第248条において準用する条例第233条第3項に規定する結果等の記録(準用)

第96条 第7条の3、第36条の2及び第89条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「外部サービス利用型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第12章 福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第97条 条例第250条第1項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条例第250条第2項に規定する規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とし、同項の規則で定める人員に関する基準は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス等基準条例第239条に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準条例第256条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)
- (3) 指定特定福祉用具販売事業者 条例第267条第1項に規定する規則で定める基準(管理者の兼務)

第98条 条例第251条ただし書の規則で定める職務は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等)

第99条 条例第252条第2項に規定する規則で定める設備及び器材の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(利用料等の受領)

第100条 条例第253条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(衛生管理等)

第100条の2 条例第260条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(記録の整備)

第101条 条例第262条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 福祉用具貸与計画

(2) 条例第263条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第260条第4項に規定する結果等の記録

(4) 条例第263条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第263条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第263条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第102条 第5条及び第7条の3の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第103条 条例第264条第1項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

(準用)

第104条 第5条、第7条の3及び第99条から第101条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第105条 条例第267条第1項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条例第267条第2項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とし、同項の規則で定める人員に関する基準は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定めたとおりとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第239条第1項に規定する規則で定める基準

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第256条第1項に規定する規則で定める基準

(3) 指定福祉用具貸与事業者 条例第250条第1項に規定する規則で定める基準

(管理者の兼務)

第106条 条例第268条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(販売費用の額等の受領)

第107条 条例第271条第2項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第108条 条例第272条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

(2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

(3) 領収書

(4) 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(記録の整備)

第109条 条例第275条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定福祉用具販売計画

(2) 条例第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第276条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第276条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第276条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第110条 第5条、第7条の2及び第7条の3の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前から引き続き存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条による改正前の老人福祉法(以下この条において「旧老人福祉法」という。))第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設(旧老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。)(いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。))については、第56条第3項第1号ア及びイ、第2号ア並びに第6項の規定は適用しない。

3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。))に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、利用者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。))に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

10 平成12年4月1日前から存する老人短期入所事業の用に専ら供する施設若しくは老人短期入所施設(いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。))又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設(いずれの施設においても同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。))であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第71条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号アの規定は適用しない。

11 第73条の規定にかかわらず、当分の間、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第35条第3項の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の数、常勤換算方法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数(以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。))が4又はその端数を増すごとに1以上とする。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を4で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。))から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を5で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

12 第74条の規定にかかわらず、当分の間、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第36条の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、入院患者1人につき6.0平方メートルとする。

13 平成15年4月1日前から法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。))であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第28号)による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第9章第5節(第140条の4第6項第1号ロ(2)を除く。))に規定する基準を満たすものにおける第60条第3項第1号イ(イ)の規定の適用については、同規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

14 介護保険法の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。)附則第10条第1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成18年4月1日に現に定員4人以下であるものについては、第87条第2項第1号ア及び第93条第2項第1号アの規定は適用しない。

15 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームである指定特定施設については、平成19年3月31日までの間に第93条第2項第1号オに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第3号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が策定されている場合は、同項第1号オ及び同項第3号の規定は、当分の間、適用しない。

16 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームである指定特定施設(同日において建築中のものを含む。))については、第93条第2項第1号アの規定は適用しない。

17 条例附則第12項第3号の規則で定める場合は、第53条第2項の適用を受け一部ユニット型特別養護老人ホーム(沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第80号)附則第5項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。)である場合とする。

18 第85条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

19 第91条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則(平成27年3月31日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧規則第33条第1項第3号及び第45条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月31日規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの規則による改正前の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。)第29条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例施行規則第29条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則(令和3年3月31日規則第49号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

4 第7条の規定による改正後の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス等規則」という。)第62条第3項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所においては、当分の間、夜間及び深夜を含む当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して、新指定居宅サービス等規則第53条第1項第3号及び第66条各号の基準を超える短期入所生活介護従業者を配置するよう努めるものとする。